

薬剤感受性検査及び細菌分離培養検査の見直しについて

薬剤感受性検査及び細菌分離培養検査については、検査工程が重複しており、診療点数表上の規定が複雑になっていることから、これらを統合した種別として「細菌培養検査」とし、以下のとおり定義するよう見直す。

- 1 検査のために、検査材料から原因菌を分離培養することを要件として基本点数を設定する。
- 2 同定検査を行う場合に増点する。
(選択培地を使用したコロニーの性状等による簡易的な菌種同定を除く。)
- 3 細菌数の検査を行う場合に増点する。
- 4 薬剤感受性検査（ディスク法）を行う場合に増点する。
(菌が検出できなかった場合を除く。)
- 5 薬剤感受性検査（最小発育阻止濃度の測定）を行う場合に増点する。
- 6 1、2、3、4又は5の検査を行うために選択培地を利用する場合に増点する。
- 7 2、3、4又は5の検査を行うために純培養を行う場合に増点する。
- 8 2、3、4又は5の検査を行うために増菌培養を行う場合に増点する。
- 9 2、3、4又は5の検査を行うために嫌気性培養を行う場合に増点する。
- 10 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し検査を行った場合は、1から7までのうち該当するものを分房の数に応じて増点する。